

報告（１）

令和５年第１回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について

１ 会期

令和５年３月６日(月)から３月２３日(木)まで １８日間

２ 本会議の状況

(１) 発言通告の状況（教育委員会所管分）

区分	代表質問	議案質疑	一般質問
発言通告（全体）	３会派（６会派）	－（１議員）	６議員（１３議員）

(２) 質問及び答弁内容 項目 件

区分	質問内容
学校教育部門 （８項目 ９件）	水戸スタイルの教育について※（１件） 支援を要する児童生徒へのサポートについて※（２件） 不登校支援について※（１件） 公立学校制服の選択制について（１件） デジタル教科書について（１件） 保護者へのメールについて（１件） いじめについて（１件） 学校プールについて（１件）
社会教育部門 （３項目 ３件）	弘道館の建学の理念について※（１件） スクールガードについて※（１件） コミュニティ・スクールについて（１件）

※は、代表質問の質問内容が含まれている項目

(3) 質問及び答弁要旨

代表質問	
質問者：公明党水戸市議会 五十嵐 博	答弁者：教育長
9 教育行政について	
(1) 水戸スタイルの教育について	
質問内容：水戸スタイルの教育について	担当課：教育研究課
【質問要旨】	
<p>現在の4つのプランを柱とする「水戸スタイルの教育」は4年目を迎えるが、各プランについて伺いたい。</p> <p>また、これまでの取組において、事業に参加した子どもたちの声や意見などについて伺いたい。さらに、今後の水戸スタイルの教育の展望について伺いたい。</p>	
【答弁要旨】 教育長答弁	
<p>五十嵐議員の代表質問のうち、教育行政についてお答えいたします。</p> <p>はじめに、水戸スタイルの教育についてでございますが、本市では、水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成を基本理念とする、水戸市教育施策大綱に基づき、一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育を掲げ、教育活動を推進しております。</p> <p>現在の水戸スタイルの教育は、令和元年度に見直しを行い、今年度で4年目を迎えております。確かな学びと学習意欲を高める「チャレンジプラン」をはじめ、世界で活躍できる資質を磨く「グローバルプラン」、郷土を愛し、豊かな感性を磨く「キャリアプラン」、そして、いのちや人権を大切にする「ふれあいプラン」の4つのプランを柱とし、推進しております。</p> <p>これら4つのプランを実践することで、子どもたちからは様々な声が上がっております。特に、冬期休業期間中に8か所の市民センターを利用し、中学2・3年生の希望者を対象とした数学科の学習相談「SPOT in MITO」に参加した生徒からは、「地域の方や高校生ボランティアから、理解できるまで親身になって教えてもらえた。」、また、個別に集中して教わることで「できた」「わかった」などという声をいただいております。</p> <p>また、水戸芸術館と連携した「小学生のための演劇鑑賞会」や「中学生のための音楽鑑賞会」において、本物の芸術に触れることで、子どもたちが作品に魅了される姿が見られました。</p> <p>現在、子どもたちを取り巻く環境は、急速な人口減少、グローバル化や高度情報化社会の進展などにより、大きく変化しております。そのため、将来の変化を予測することが困難な時代に、子どもたちが新しい時代を切り拓いていくために必要な3つの能力を教育の柱とし、各プランを推進してまいります。</p> <p>1つ目は、国内外の多様な人々とつながるためのコミュニケーションツールである英語力の向上でございます。今年度、県の英語教育実施状況調査において、英検3級相当以上の力があると判断される中学3年生の割合は、県平均52.6%に対し、本市では59.9%となっております。今後は、令和8年度を目途に、英検3級相当以上70%を目指してまいります。</p> <p>そのため、英語検定におけるスピーキングテスト対策や英会話を楽しみたい中学1・2年生を対象に、オンライン英会話を夏季休業期間中を利用して実施してまいります。実施に当たっては、英語担当教員はもとより、次年度配置予定の外国籍の県のスペシャリスト英語教員や、全校に配置されている英語指導助手などを活用してまいります。</p> <p>2つ目は、情報活用能力の育成でございます。今後、子どもたちが社会に出た際に、あらゆる</p>	

分野の職業でICTを活用できる人材が必要とされております。そのため、日々の授業における1人1台端末の活用や、発達段階に応じたプログラミング教育を通して、新しい知識・情報・技術を活用し、知り得た情報や自分の考えを、明確な根拠をもとに発信できる力を育成してまいります。

さらに、1人1台端末を活用した学習活動で蓄積した子どもたちの学習記録を、端末の一画面に可視化できるシステム、ダッシュボードをGoogle社と共同で構築しているところであり、令和5年度は、2校をモデル校に指定し、データ利活用の実証研究を実施する予定でございます。

今後につきましては、蓄積した教育データを活用し、教員が子どもたちの学習の定着状況を把握しやすくすることで、児童生徒一人一人の可能性を伸ばす教育の実現を目指してまいります。

3つ目は、問題発見・解決能力の育成でございます。これからの社会は、自ら課題を設定し、考え、新たな価値を創造していく力が必要となります。そのため、例えば、地域の防災をテーマに、子どもたちが主体となり、降水量を調査・分析し、グラフにまとめたり、360度カメラなどの先端技術を活用し、地域の全体像を捉えた防災マップを作成するなど、国語科や社会科、算数・数学科、理科など各教科等での学びを活かしたSTEAM教育を通して、問題を解決する能力を育成してまいります。

令和5年度はモデル校を指定し、実証研究を行い、子どもたちが主体的に発表できる場を通して、地域の方々をはじめ、大学教員や企業の方から指導、助言をいただくとともに、研究の成果を全校へ周知し、各学校の実情に応じた取組を実施してまいります。

私は、教育の原点は、子どもたちであり、子どもたちが安心して学校生活を送れることが第一であると考えております。

そのため、いじめの未然防止及び早期発見に努め、今年度から、児童生徒が希望する教職員に不安や悩みを相談できる、1人1台端末を活用した「校内オンライン相談窓口」を開設しております。「校内オンライン相談窓口」につきましては、年度内に全中学校に開設し、小学校についても順次、進めてまいります。

また、心の健康観察を実施し、子どもたちが毎日の心の状態を、端末上の絵文字マークを選択することで、教員が児童生徒の心の変化にいち早く気づき、積極的な声かけを行うなど、一人一人に寄り添ったきめ細やかな教育の充実に努めてまいります。

今後とも、水戸市教育施策大綱の基本理念の実現に向け、水戸スタイルの教育の各施策を積極的に推進してまいります。

(2) スクールガードと連携した子どもの見守り活動について

質問内容：スクールガードについて

担当課：生涯学習課

【質問要旨】

埼玉県戸田市において、高校生が中学校に侵入して教員を切りつけた事件があった。学校内の安全を守るには、教職員だけでは困難であることから、スクールガードを活用して学校内に常駐しての警備を行うと良いと考えるが、本市の見解を伺いたい。

【答弁要旨】教育長答弁

次に、スクールガードと連携した子どもの見守り活動についてお答えいたします。

本年3月1日に、戸田市内の中学校において、17歳の男子高校生が刃物を持って校内に侵入し、取り押さえようとした男性教員が切りつけられて怪我をする事件が発生しました。

このような事件によって、児童・生徒及び教職員の安全が脅かされることは決してあってはな

らないことであり、学校内の安全の確保については、極めて重要な課題であると認識しております。

本市では、不審者の学校への侵入を防ぐことを目的として、正門付近や昇降口等、適切な箇所に防犯カメラの設置を進めてまいりました。

ご質問の本市におけるスクールガード活動促進事業につきましては、市立学校の児童、生徒の通学路及び周辺の巡回など、登下校時の見守りが主な活動でございますが、学校等での学習及び生活時間内並びに行事開催時の学校内外の巡回及び警備も、その活動内容に含まれているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘の、不審者の突発的な侵入に対応するため、学校に常駐する形での巡回及び警備を行うことは、協力いただけるスクールガードを常時確保しなければならないほか、待機施設の設置が必要となるなど課題が多いことから、困難な状況でございます。

一方で、常駐という形ではないものの、授業参観や運動会等、外部の方が多く学校を訪れる行事の際に、スクールガードに巡回を依頼し、関係者以外の方が校内に侵入することがないように注意を払っていただいたり、車による事故が起きないように歩行者の誘導を行っていただいたりするなど、安全性を高めている学校もございます。

今後につきましては、各学校に対して敷地内での巡回活動についても拡充するよう促すとともに、引き続き、防犯カメラの設置を進めることで、校内への不審者の侵入を未然に防ぐための抑止力としての機能を高め、学校内の安全性の更なる向上を図ってまいります。

代表質問

質問者：魁，水戸 渡辺 政明

答弁者：教育長

4 齊昭公の弘道館建学の理念について

(1) 弘道館本館外の梅林や孔子廟，弘道館鹿島神社・八卦堂・要石などの整備について

(2) 弘道館創建時の「神儒一体」，「文武一体」の考えや実践と県の担当部署について

質問内容：弘道館建学の理念について

担当課：歴史文化財課

【質問要旨】

- (1) 国指定特別史跡「旧弘道館」には，弘道館本館外に梅林や孔子廟，弘道館鹿島神社，八卦堂，要石などの遺産があるが，県の整備について伺いたい。
- (2) 弘道館鹿島神社と弘道館は管理者が異なるが，神儒一体（鹿島神社と孔子廟）の理念に基づいて一体的な整備を行う必要があると考える。市の見解を伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

渡辺議員の代表質問のうち，齊昭公の弘道館建学の理念についてお答えいたします。

はじめに，弘道館本館外の梅林や孔子廟，弘道館鹿島神社・八卦堂・要石などの整備についてでございますが，弘道館は，現在，正庁，至善堂を中心とする「有料開放区域」と，梅林，孔子廟，鹿島神社，八卦堂を中心とする「無料開放区域」に大別され，鹿島神社の敷地以外は，県土木部所管の水戸土木事務所によって運営されております。

無料開放区域のうち，八卦堂，孔子廟，鹿島神社のある一帯は，弘道館の敷地中央に配置された，特に重要な場所でございます。

弘道館を創設した徳川齊昭は，建物の配置により「文武一致」「神儒一致」の精神を表現するため，弘道館建学の精神が刻まれた弘道館記碑と，碑を納めた覆堂である八卦堂を敷地の中心に据え，さらに，その東側に，儒教及び学問の精神的支柱である孔子廟と，神道及び武芸の精神的支柱である鹿島神社を並べて建立し，弘道館の聖域と位置付けました。

また，聖域内には，齊昭自筆の歌や碑文が刻まれた要石歌碑，種梅記碑，学生警鐘など，第一級の文化財が現存しており，本市でも有数の文化財の宝庫でもあります。

こうした無料開放区域を含む弘道館の整備について，県は平成29年3月に策定した「旧弘道館保存活用計画」の中で，「本質的価値の確実な保存・継承や本質的価値の理解に必要な整備を行い，安政4年（1857年）の本開館時の弘道館の姿を目標にして段階的な整備を進める。」という基本方針を定めました。

県は同基本方針に基づき，これまでテニスコートの撤去や，土塁・北柵御門の復元など，本開館時の姿に戻すための整備を進めており，今後も文館をはじめとする，失われた諸施設の再現に向けた検討・整備を段階的に進めていくと伺っております。

本市といたしましても，平成21年度より，三の丸地区の皆様と協働で，「弘道館・水戸城跡周辺地区」の歴史まちづくりに注力してきたところであり，今後とも，弘道館の整備事業を注視し，地区全体が調和のとれた歴史景観となるよう努めてまいります。

次に，「文武一致」などの建学の精神の考えや実践についてでございますが，「文武一致」，「神儒一致」をはじめとする，弘道館記に謳われた建学の精神は，吉田松陰をはじめ，幕末・維新期に活躍した人々の思想形成に大きな影響を与え，江戸から明治という，我が国の歴史の一大転換期に多大な足跡を残しました。

こうした建学の精神は，藩主齊昭や藤田東湖ら水戸の学者が現代に残してくれた，かけがえの

ない宝であり、その象徴である鹿島神社や要石は、弘道館に欠かすことのできない重要な構成要素であると認識しております。

議員ご指摘の鹿島神社の案内板や動線整備につきましても、建学の精神を市民の皆様に視覚的に伝えていくうえで重要であると考えており、今後、神社敷地と県所管敷地の一体的な景観形成に向け、県と認識の共有を図り、意見交換を重ねるなど、一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、議員をはじめ地域の皆様の熱い思いを受け止めながら、弘道館建学の精神や鹿島神社等の歴史的価値を多くの方々に伝えられるよう、弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくりを推進してまいります。

代表質問

質問者：日本共産党水戸市議団 田中 真己

答弁者：教育長

2 教育行政について**(1) 支援を必要とする児童生徒へのサポートについて**

質問内容：支援を要する児童生徒へのサポートについて

担当課：教育研究課

【質問要旨】

(1) 中学校における通級指導教室の増設を求めてきたが、来年度の計画について伺いたい。また、個別の教育支援計画の学校での活用状況を伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

田中議員の代表質問のうち、支援を必要とする児童、生徒へのサポートについてお答えいたします。

国においては、新しい時代の特別支援教育の在り方について多様な学びの場の一層の充実が必要であるとしており、教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することは大変重要であると認識しております。

本市では、特別支援学級だけではなく、言語障害、情緒障害、学習障害など、個人の特性に応じた対応をするため、通級指導教室を設置し、支援を行っております。令和2年度には笠原小学校に心の安定を図るための情緒障害通級指導教室を、令和3年度には浜田小学校に発達性読み書き障害を含む学習障害や、不注意や落ち着きのなさ、衝動性などが見られる注意欠如・多動症への支援としてLD/ADHD通級指導教室を開設いたしました。令和4年5月1日現在、言語障害通級指導教室を小学校2校、情緒障害通級指導教室を小学校3校、中学校1校、LD/ADHD通級指導教室を小学校1校に設置しており、合計110名の児童生徒が通級しているところでございます。

現在、通級指導教室を利用している児童の中には、中学校進学の際、引き続き利用を希望する児童や保護者がいること、また、現在通級指導教室を利用していない場合であっても、中学校進学を機に利用の希望もあることから、本市では、多様な学びの場を充実させる観点からも、新たに中学校におけるLD/ADHD通級指導教室を第三中学校に、情緒障害通級指導教室を笠原中学校に、それぞれ県に教員の加配を要望し、新年度の開設に向けた準備を進めているところでございます。

次に、個別の教育支援計画の活用状況についてでございます。個別の教育支援計画とは、障害者基本計画に示される個別の支援計画のうち、教育機関が中心となって作成し、関係機関との連携により就学前教育から高等学校等卒業までの切れ目のない支援を行うため、支援の目標や内容等を盛り込んだ計画のことでございます。各学校においては、特別支援学級に在籍している児童生徒、通級指導教室に通級している児童生徒、通常の学級に在籍している児童生徒のうち特別な支援が必要な児童生徒を対象に作成しております。しかしながら、作成した教育支援計画をもとに児童生徒への効果的な支援が行われていない事例や、進級や進学の際に十分な引継ぎが行われなかった事例がございました。現在、教育支援計画の内容の充実を図り、より活用しやすくするために、計画書の記載内容の見直し等を行っております。今後は、学校間における格差をなくし、より一層、有効な活用ができるよう、個別の教育支援計画をもとに一人一人の状況に応じた丁寧な引継ぎを行い、就学前教育から高等学校等卒業までの切れ目のない支援を進め、学びの連続性を大切にしていまいります。

(2) 不登校支援の拡充について

質問内容：不登校支援について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

(2) 不登校支援の拡充について、校内フリースクールの内容について伺いたい。また、水戸市において、多様な学びの場を確保するため、不登校特例校の設置について検討すべきと考えるが、見解を伺いたい。

【答弁要旨】 **教育長答弁**

次に、不登校支援の拡充についてお答えいたします。

不登校児童生徒への対応につきましては、本市では単に「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を自分事と捉えて、社会的に自立することを目指すという考え方にに基づき、不登校児童生徒一人一人に寄り添いながら、個別の状況に応じた支援を行っております。

各学校においては、教室への登校が難しい児童生徒に対して、保健室や相談室などの教室以外の別室への登校や放課後に登校ができる場を提供し、学校での居場所づくりを積極的に行っております。

さらに、来年度は千波中学校において、校内フリースクールの設置に向けた準備を進めているところでございます。校内フリースクールとは、校内に不登校生徒が安心して生活できる専用の教室を確保し、担当の教員を配置して、一人一人の学習計画に応じた支援を行う取組でございます。設置に向けては、校内フリースクールを中心に担当できる教員の加配を県に要望しているところでございます。また、校内フリースクールには担当の教員だけではなく、教科や学年を問わず、さまざまな教員が関わりながら不登校生徒の支援を行ってまいります。校内フリースクールにおける学習については、作品の制作や、音楽鑑賞等を行う実技教科の学習、ICTを活用した自主学習、在籍学級の授業を視聴するオンライン学習など、多様な学習形態を選択できるよう進めてまいります。今後は、他市町村での先進事例を調査するとともに、千波中学校での取組を検証し、不登校児童生徒のより良い支援について検討してまいります。

次に、議員ご指摘の不登校特例校につきましては、不登校児童生徒の実態に配慮し、人との関わりを大切にするコミュニケーションの時間を設けるなどの、特別の教育課程を編成できる特例校として、令和4年4月現在、全国に公立の小中学校として12校設置されています。不登校特例校では、個々の児童生徒の実態に即した柔軟な指導・支援が行われる一方で、それに伴う必要な教職員定数や支援スタッフの確保等の指導体制の充実を図る必要があるため、今後、先進的な取組を行っている自治体についてその成果や問題点等について引き続き調査し、研究してまいります。

今後におきましても、すべての児童生徒が安心して通える学校づくりを進めるとともに、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援に努めてまいります。

一般質問

質問者：立憲みと 萩谷 慎一

答弁者：教育部長

2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

- (1) 学校運営協議会制度の現状と課題について
- (2) 市としての対応策について
- (3) 学校と地域をつなぐコーディネーターの養成と配置について

質問内容：学校運営協議会について

担当課：生涯学習課・教育研究課

【質問要旨】

- (1) 平成31年度に市内全小中学校に導入した学校運営協議会について、年間の開催状況や構成員、実際の話し合いの内容等の現状と、課題について伺いたい。
- (2) 学校運営協議会の課題に対応した対応策を市ではどのように考えているのか。
- (3) 学校運営協議会制度を充実させるには地域学校協働活動の導入が不可欠であり、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割が重要となるが、コーディネーターをどのように養成していくのか。

【答弁要旨】

萩谷議員の一般質問のうち、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について、お答えいたします。

本市におきましては、平成31年4月に、地域とともにある特色ある学校づくりを目指し、学校と地域が協働していく仕組みとして制度化された学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを市内全校において、県内でいち早く導入いたしました。

学校運営協議会の現状と課題についてですが、協議会の委員は、1校当たり12人以内とし、構成員は、約半数を地域住民とするとともに、保護者、教職員、学識経験者等としており、年間3回から4回開催しております。緑岡、飯富、双葉台、石川、千波の各中学区は、小中学校で一つのコミュニティ・スクールを設置しており、そのほかの小中学校は、各学校において設置しております。

協議会では、学校や地域の課題を共有し、共通の目標やビジョンの下、一体となって児童生徒の育成を図るとともに、学校と家庭、地域が連携し、特色ある学校づくりに努めております。具体的な取組としましては、堀原小学校学校運営協議会において、校庭の除草作業について協議したところ、地区代表の委員が中心となって地域の方々に応援を呼びかけていただき、200人以上の地域住民やスポーツ少年団の子どもたちが参加して除草作業が行われ、校庭が整備されました。

また、笠原中学校学校運営協議会では、不登校となっている生徒やその保護者へのサポートとなる行事を企画し、昨年12月の土曜日に、PTA役員や青少年育成会が中心となり、不登校の生徒がボードゲームで遊ぶ場や、悩み相談のほか、不登校に悩む保護者が身近な人々とつながる機会を設けました。

このような地域と学校との協働活動を継続的、効果的に推進していくためには、地域と学校との橋渡しを行うコーディネーターが重要であり、本市ではこれまで学校運営協議会の組織に地域と学校を結ぶコーディネート機能を持たせ、主に学校の管理職を中心にその役割を担ってまいりました。

しかしながら、さらに多くの地域の方々が学校と連携・協働して児童生徒の成長を支えていく

多様な活動を展開するには、地域と学校を結ぶコーディネート機能を強化する必要があると考えております。

国においては、平成29年に社会教育法を改正し、地域と学校を結ぶコーディネーターを置き、地域全体で児童生徒の成長を支え、学校を核として地域を創生する仕組みとして、地域学校協働活動を設け、コミュニティ・スクールと一体となって推進することといたしました。

本市では、昨年度、双葉台中学校区学校運営協議会において、地域が学校を支援するボランティアを活性化するために、コーディネーターを置くことが提案されたことを受け、今年度、地域学校協働活動のモデルケースとして実施してまいりました。

実施に当たっては、地域コミュニティ活動の拠点であり、家庭・地域・学校をつなぎ結ぶ地域の拠点でもある市民センターにコーディネート機能を持たせ、学校運営協議会で提案があったことや、地域に協力を求めたいことについて、市民センターをとおして、地域の団体や地域住民の方々に協力を依頼してまいりました。

具体的な取組といたしましては、第1回学校運営協議会において、あいさつのできる子どもに育てたいとの思いを共有し、毎月1回、学校で実施しているあいさつ運動にあわせて、地域の方々が自宅の前に立ち、登校する児童生徒とあいさつを交わす取組を実施することといたしました。地域全体であいさつ運動を実施するため、双葉台市民センター及び山根市民センターから地区会等関係団体に協力の呼びかけを行うとともに、回覧板等を使って地域住民に事業を周知いたしました。参加した地域の方からは、子どもたちと顔の見える関係となり、大変有意義な取組であったとの感想がございました。

また、第2回学校運営協議会においては、地域と学校との協働で清潔なまちづくり運動を実施することとし、市民センターをとおして、地域住民の方々に協力を呼びかけるとともに、児童生徒も地域に出て、地域住民と一緒に清掃活動に取り組みました。この活動では、これまで学校の支援に関わってこられなかった地域の方々の参加も多数ございました。

このような取組をとおして、これまで以上に幅広い地域住民の参画を得て、学校を核とした地域づくりを進めることができたことから、今後とも、市民センターにコーディネート機能を持たせるとともに、担当職員に対し、専門の講師による研修等の機会を設けながら、地域学校協働活動に取り組む地区を順次拡大し、子どもたちが豊かな学びや体験の機会を得て健やかに成長できるよう、地域全体で見守り、支える体制を構築してまいります。

一般質問

質問者：立憲みと 滑川 友理

答弁者：教育部長

2 教育行政について**(1) 公立学校制服の選択制について**

質問内容：公立学校制服の選択制について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

昨今、他市町村では学校制服を性別にかかわらず選択できるよう、デザインの変更などを行う学校が増えている。制服のデザインの見直しにおいては、機能性や安全性に配慮するとともに、性別に関係なく制服を選択できる制度を導入すべきと考えるが、本市の見解を伺いたい。

【答弁要旨】

滑川議員の一般質問のうち、公立学校制服の選択制についてお答えいたします。

学校の制服につきましては、昨今、校則見直しの機運が高まる中、ジェンダー平等の観点や、機能性、猛暑などの気候変動等を考慮して、全国的に見直しが図られてきている状況でございます。

茨城県においては、令和元年10月に県立高等学校等に向けた「校則に関する留意点」の通知の中で、制服について、男子の制服、女子の制服と分けて着用を義務付けるのではなく、男女を含めた標準の制服の中から選択できるようにすることを、制服選定の権限を持つ校長あてに求めています。

通知を受けて、現在ほとんどの県立高等学校等においては、制服の選択制の導入や標準の制服に加え、市販のスラックス等の着用を認めるなどの見直しが進められているところでございます。

本市の学校につきましては、令和5年2月に県が実施した「校則の見直し等実施状況調査」での、「性別に関係なく自由に制服を選択できることを認めているか」の質問において、約3割が「認めている」と回答しております。認めている学校では、学校だよりで制服を選択できることを周知した学校や、現在ある制服に加え、女子生徒がスラックスを選択できるように準備している学校もございます。

「認めている」としなかった学校においても、児童生徒や保護者の思いに寄り添い、スカートに代えて黒や紺のスラックスの着用を認めるなど、個別に対応している状況が確認できました。

議員御指摘の機能性や安全性への配慮につきましては、雨天時や気温が高い日には、過ごしやすい体操服に着替えることや、自転車通学時には、体操服での登下校を認めるなど、柔軟に制服と体操服を選択することで対応しているところでございます。

今後におきましても、多様性を尊重した制服の取扱い等、国・県の留意事項を各学校に周知し、児童生徒の考えや保護者の御意見も踏まえながら、制服の選択制の導入や見直しが適切に行われるよう努めてまいります。

一般質問

質問者：公明党水戸市議会 森 正慶

答弁者：教育部長

3 教育行政について**(1) デジタル教科書の活用と今後の方向性について**

質問内容：デジタル教科書について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

国は、1人1台端末を活用した児童生徒の学びの充実に資するよう、令和3年度から、小中学校等に学習者用デジタル教科書を広く提供し、普及促進に向けた実証事業を実施している。

本市における学習者用デジタル教科書の活用の現状と今後の方向性について伺いたい。

【答弁要旨】

森議員の一般質問のうち、教育行政についてお答えいたします。

はじめに、デジタル教科書の活用と今後の方向性についてでございますが、デジタル教科書は、紙の教科書と同じ内容を、タブレット端末に表示できるよう、電子化された教科書でございます。

デジタル教科書には、本文や図表の拡大、また、書き込みができるなどの基本機能に加え、付属の動画資料や、デジタルドリルなどの教材を併せて活用することで、紙の教科書にはない教育効果が期待されています。それらに加え、特別な配慮を必要とする児童生徒に対しては、文章を音声で読み上げたり、教科書の背景色・文字色を変更したり反転させることや、漢字にルビを振ることで、一人一人の特性に応じた効果的な学習が可能となります。

国においては、小学5年生から中学3年生を対象として、令和3年度から、学校及び家庭においてデジタル教科書を使用することによる教育効果を検証するとともに、提供に当たっての課題を抽出し、課題の解決策を明らかにすることを目的とした実証事業を実施しております。

令和3年度は、1人1台端末の環境が整備されている全国の学校の半数程度を想定し、1校当たり1教科を選択して実施いたしました。本市では、全48校中29校において多様な教科が選択されるよう配慮しながら、各学校1教科程度のデジタル教科書の活用を図ったところでございます。

令和4年度の国の実証事業につきましては、英語については全ての学校で、英語以外の教科については8割程度の学校での活用を想定し、実施しております。本市でも、全ての学校で実証事業に参加し、このうち38校では、英語のほかにもう1教科を加え、デジタル教科書の活用を進めております。

国においては、これらの実証事業の成果報告書において、英語では、デジタル教科書の音声を繰り返して聞き、話す練習をすることで、「聞く力」、「話す力」の育成に効果があるとしており、教員の活用状況においても、英文や英単語の読み上げ機能の使用頻度が高い結果が得られたとしております。そのため、国では、令和6年度から、小学5年生から中学3年生までの英語において、紙の教科書と併用してデジタル教科書を導入することとしております。

本市の実証事業におきましても、英語では国と同様の成果が得られたほか、算数・数学では、学習問題をアニメーションで視覚的にとらえることで理解を深めたり、図形を動かしながらグループで話し合い活動を行うなど、デジタル教科書ならではの活用が見られており、子どもたちからも「動画で見ると楽しく学べる」などの声が届いています。

一方、デジタル教科書の活用事例がまだ少ないことから、授業において、どの場面で、どのように活用したらよいか、指導計画を立てることが難しいとの声もございました。

今後につきましては、令和6年度から先行導入が予定されている英語について、各学校の英語主任を対象に、新たに、授業公開やケーススタディを取り入れた実践的な研修を実施し、デジタル教科書の効果的な活用を図ってまいります。

また、デジタル教科書の他の教科への拡大を見据え、茨城大学とのICT活用についての連携事業の中で助言をいただくとともに、各学校のICT推進教員による、活用事例集の作成を通して、デジタル教科書を活用した児童生徒一人一人のさらなる学びの充実努めてまいります。

(2) 保護者メールの統一について

質問内容：保護者へのメールについて

担当課：教育研究課

【質問要旨】

現在、各学校で利用している保護者メールは、学校側がそれぞれ導入したものである。

保護者メールが各学校で違うことにより、保護者や教員の負担が発生するとともに、緊急情報などの周知に差が出てしまうことから、保護者メールの統一について、本市の見解と方向性について伺いたい。

【答弁要旨】

次に、保護者メールの統一についてお答えいたします。

学校の情報化は急速に進展しており、学校・保護者間の連絡手段につきましても、従来の紙でのお便りや電話による連絡から、メール配信システムなどを活用した連絡へとデジタル化が進んでおります。

文部科学省が実施した「令和4年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」によると、学校・保護者間における連絡手段のデジタル化を実施している自治体については、都道府県・政令市において9割以上、市区町村では、8割以上となっております。

本市におきましても、すべての学校で学校・保護者間の連絡手段を、メール配信システムによりデジタル化しているところございますが、議員御指摘のとおり、各学校において独自にシステムを導入してきたため、市全体で統一されていない状況でございます。

このことにより、小学校から中学校へ進学する際に、異なるメール配信システムを使用することや、小学校と中学校に子どもがいる場合に、きょうだい異なるシステムを使用するという煩わしさや不便が生じております。さらに、教職員においても人事異動に伴い、システムが変わることで、負担を感じる場合がございます。

そこで本市では、令和5年度から欠席・遅刻連絡や各学校から保護者への連絡を、市内で統一したシステムで運用できるよう準備を進めているところでございます。これにより保護者は、きょうだい違う学校に通っていても同じシステムを使用できることになり、教職員にとっても異動した学校で新たに操作を覚える必要がなくなり、負担の解消につながるものと考えております。

メール配信システムの統一化に当たりましては、研修を通して操作方法の習熟を図るとともに、子どもたちの安全・安心に関わる情報や保護者にとって必要な情報を、迅速かつ正確に配信できるようシステムの適正な運用についても各学校に対して周知してまいります。

今後におきましては、保護者がメール配信システムを利用して学校へ書類を提出したり、欠席・遅刻連絡が直接校務支援システムの出席欠席情報と連携するなど、保護者や教職員の負担を軽減できるようなシステムの構築に努め、利便性のさらなる向上を図ってまいります。

一般質問

質問者：魁，水戸 後藤 通子

答弁者：教育部長

3 教育行政について**(1) 学習障がいの通級指導教室開設について**

質問内容：支援を要する児童生徒へのサポートについて

担当課：教育研究課

【質問要旨】

中学校における学習障がいの通級指導教室を水戸三中に、情緒障害の通級指導教室を笠原中に、新たに開設することを求めてきたが、進捗状況について伺いたい。

【答弁要旨】

後藤議員の一般質問のうち、学習障がいの通級指導教室開設についてお答えいたします。

国においては、新しい時代の特別支援教育の在り方について多様な学びの場の一層の充実が必要であるとしており、教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することは大変重要であると認識しております。

本市では、特別支援学級だけではなく、言語障害、情緒障害、学習障害など、個人の特性に応じた対応をするため、通級指導教室を設置し、支援を行っております。令和2年度には笠原小学校に心の安定を図るための情緒障害通級指導教室を、令和3年度には浜田小学校に発達性読み書き障害を含む学習障害や、不注意や落ち着きのなさ、衝動性などが見られる注意欠如・多動症への支援としてLD/ADHD通級指導教室を開設いたしました。

令和4年5月1日現在、言語障害通級指導教室を小学校2校、情緒障害通級指導教室を小学校3校、中学校1校、LD/ADHD通級指導教室を小学校1校に設置しており、合計110名の児童生徒が通級しているところでございます。

現在、通級指導教室を利用している児童の中には、中学校進学の際、引き続き利用を希望する児童や保護者がいること、また、現在通級指導教室を利用していない場合であっても、新たに中学校進学を機に利用を希望される方もございます。

議員御質問の通級指導教室の開設につきましては、本市では、多様な学びの場を充実させる観点からも、新たに中学校におけるLD/ADHD通級指導教室を第三中学校に、情緒障害通級指導教室を笠原中学校に、それぞれ県に教員の加配を要望し、新年度の開設に向けた準備を進めているところでございます。

今後におきましても、学習障害など特別な支援を必要とする児童生徒、一人一人の特性に応じた学びが進められるよう、きめ細やかな支援に努めてまいります。

一般質問

質問者：フォーラム水戸 佐藤 昭雄

答弁者：教育部長

3 教育行政について**(1) いじめ問題への対策について**

ア いじめ問題に関する本市の現状

イ いじめ問題への対策について

質問内容：いじめについて

担当課：教育研究課

【質問要旨】

ア いじめの認知件数等、本市のいじめの現状について伺いたい。

イ いじめ問題への対策について、本市の取組を伺いたい。

【答弁要旨】

佐藤議員の一般質問のうち、いじめ問題への対策についてお答えいたします。

はじめに、いじめ問題に関する本市の現状につきましては、令和3年度のいじめの認知件数は、小学校2,769件、中学校342件、合計3,111件でございました。認知件数は前年度と比べて増加が見られましたが、その一因として、学校生活において、部活動や学校行事など様々な活動が徐々に再開されたことが考えられます。また、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこともあげられます。

いじめの内容につきましては「冷やかしかからかい、嫌なことを言われる」などが最も多く、約5割となっており、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする」などが次に多くなっております。また、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」は約30件ございました。

次に、本市のいじめ問題への対策につきましては、水戸市教育施策大綱の基本目標の一つに、いのちや人権を大切にす教育としてふれあいプランを掲げ、いじめ問題の未然防止や解決に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

いじめ問題の未然防止の取組といたしましては、近年増加しているSNSによるいじめに対応するため、全ての中学校において、ITジャーナリストを招いてSNSを適正に活用するための講演会を実施しているところでございます。また、児童会・生徒会が中心となって、いじめ解決フォーラムを主体的に実施することで、いじめ防止への意識を高め、未然防止に努めております。

次に、早期発見・早期解決に向けた取組としましては、全ての児童生徒に対し、年6回のアンケートを行うほか、いじめ・青少年相談ダイヤルから得た情報等をもとに、総合教育研究所のいじめ対応専門班が積極的に学校支援を行っております。その後の対応につきましても、定期的な学校訪問を通して、いじめの再発防止と児童生徒の見守りを継続しております。

学校だけでは対応が難しいケースにおいては、スクールソーシャルワーカーやこども部、福祉部等市の関係部署、警察や児童相談所等と連携し、対応しております。さらに近年、法的な知識を必要とする事案が増えていることから、学校が直接弁護士に相談する「弁護士相談事業」を活用し、解決に向けた助言をいただいております。

このような取組を通して、通常1年程度の間にはほぼ全ての事例でいじめの解消につながっております。

いじめの未然防止・早期発見のためには、いじめで困っていたり、悩みや不安を打ち明けられずにいたりする児童生徒が、気軽に相談できるようにすることが重要でございます。SNSによ

るいじめ等，周りが気づきにくいいじめを発見し，早期の支援につなげるための新たな取組といたしまして，今年度から，児童生徒が希望する教職員に不安や悩みを相談できる，1人1台端末を活用した「校内オンライン相談窓口」を開設しております。今年度内には全中学校に開設し，小学校につきましても順次，進めてまいります。

さらに，心の健康観察を実施し，子どもたちが毎日の心の状態を，端末上の晴れや雨などの絵文字マークを選択することで，教員が，児童生徒の心の変化にいち早く気づき，積極的な声かけを行うなど，一人一人に寄り添った対応に努めてまいります。

今後とも，子どもたちの小さなサインを見逃さず，全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう，いじめ問題の解決に取り組んでまいります。

一般質問

質問者：日本共産党水戸市議団 土田 記代美

答弁者：教育部長

4 スポーツ行政について**(1) 水戸市の水泳環境について****ア 学校プール廃止方針の撤回について**

質問内容：学校プール廃止方針の撤回について

担当課：学校施設課

【質問要旨】

学校にプールがあることは大事であると考えているが、学校プール廃止の方針を撤回してはどうか。

【答弁要旨】

土田議員の一般質問のうち、学校プール廃止方針の撤回についてお答えいたします。

本市の水泳授業は、学習指導要領を踏まえ、水遊び、水泳運動等により、水に親しみ、その楽しさや喜びを味わい、また、命を守るための知識や技能の習得を目的として実施しているところでございます。

しかしながら、例年6月中旬から7月にかけて実施していることから、梅雨や猛暑の時期と重なり、計画した時間数を下回ることがございました。また、施設の老朽化も課題となっているところでございます。

そのため、令和3年度の梅が丘小学校での試行を踏まえ、本年度から、小学校16校において、気候や天候に左右されない、学校外の屋内プール施設の活用を開始したところでございます。

室温や水温が一定に管理されている屋内プール施設の活用により、年間を通して、計画的に水泳授業が実施できるとともに、教職員が授業を行う際に、補助的な役割を担う外部人材を活用することで、児童のさらなる安全の確保や技術の向上が図られました。

そのため、子どもたちからは「学校のプールよりも水泳が好きになった」、「屋内プールなので寒くない」など、良好な環境で学べることへの喜びの声が届いております。また、教職員からは「興味関心が高まり、意欲的に取り組む児童が増えた」など、子どもたちの変化を実感しているといった意見が寄せられ、保護者からも「より良い環境になってありがたい」などの反響がございました。

この成果を踏まえ、令和5年度につきましては、学校外の屋内プール施設を活用して水泳授業を行う小学校数を8校増やし、24校に拡充する予算を本議会に提案させていただいているところでございます。

今後におきましても、学校外の屋内プール施設を効果的に活用することで、より一層の水泳授業の充実に努めてまいります。

報告（2）

水戸市地域文化財の認定について

1 見川一本松の供養塔

- (1) 名称・数量 見川一本松の供養塔 3基
- (2) 区分 有形民俗文化財
- (3) 管理団体 住みよい見川をつくる会
- (4) 所在地 水戸市見川4丁目462番
- (5) 認定日 令和5年3月23日
- (6) 概要

本資料は、江戸時代の年代が刻まれた3基の供養塔である。

右端に位置する供養塔は、最大高69cm、最大幅29cmで、地蔵菩薩半跏坐像の像容を表す。紀年銘は「文政元寅年」（1818年）である。「下野國延生山地蔵」といった銘文が刻まれており、延生地蔵尊（栃木県芳賀郡芳賀町）の子安信仰の伝播が窺える。地元では「一本松のお地蔵さん」の愛称で親しまれている。

中央に位置する供養塔は、最大高77cm、最大幅62cm（いずれも現存値）で、像容はなく、青面金剛の種子（ウーン）とともに「庚申供養塔」の銘文が刻まれている。紀年銘は「享保十三申天」（1728年）である。

左端に位置する供養塔は、最大高92cm、最大幅40cmで、青面金剛像の像容を表す。紀年銘は「宝暦五亥」（1755年）である。

平成20年まで、見川地区には地蔵講・子安講・庚申講の集団があり、地域の信仰として親しまれていた。講の解散後も3基の供養塔は住民らによって大切に守られ、見川小学校児童をはじめとする子どもたちに地域学習の契機を提供している。江戸期から当地において続いてきた民間信仰の存在を証明する貴重な文化財である。



見川一本松の供養塔

2 向井町の散々楽

- (1) 名 称 向井町の散々楽
(2) 区 分 無形民俗文化財
(3) 保持団体 向井町散々楽保存会
(4) 認定日 令和5年3月23日
(5) 概 要

本件は、江戸時代の水戸東照宮の祭礼や、明治23年の明治天皇水戸巡幸でも上演の記録が残る、由緒ある民俗芸能である。一説には、台渡里（渡里町）に在住した豪族・一盛長者に起源を求められるとも伝わる。

竹竿の先端につけた獅子の人形が舞う「棒ささら」と呼ばれる形式で、これは全国でも茨城県内に伝わる数例しか確認されていない。

上演内容は、親である雄獅子・雌獅子と児獅子の3体が登場し、突如神隠しに遭い行方不明となった我が子を探し回る父母のもとに、児獅子が無事に戻ってきて睦み合う、家族愛を中心テーマとしたものである。高さ2.2mの底抜け屋台の中で、3人の演技者それぞれが、獅子の付いた重さ15kgにもなる竹竿を操り、時に激しく動くため、演技には熟練が求められる。

毎年11月3日、元山町の別雷皇太神例大祭において演舞が奉納される。以前は神幸行列に供奉していたが、屋台の大きさから移動が困難になり、現在は別雷皇太神境内において上演される。

全国的にも稀な棒ささらの形式であるとともに、史料上遅くとも江戸時代には上演記録が残る、現在まで地元住民によって連綿と受け継がれてきた、地域色豊かな民俗文化財である。



屋台全景



雌獅子（左）と雄獅子（右）が消えた児獅子を探すシーン

次回以降の教育委員会会議等日程（案）

令和5年4月3日現在

区 分	日 時	場 所	備 考
第5回教育委員会定例会	令和5年4月27日（木） 午後5時から	市役所本庁舎 3階 教育委員会室	※場所が変更となりました。
第6回教育委員会定例会	令和5年5月18日（木）		※時間・場所については、調整中です。
第7回教育委員会定例会	令和5年7月6日（木） 午後5時から	市役所本庁舎 3階 教育委員会室	

※ゴシック体は、追加日程です。